

ゆうゆう年金50

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	ゆうゆう年金50					
2. ご利用いただける方	個人のお客さま					
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時から指定の積立終了日まで ・受取開始日は満60歳以上 ・積立期間については、積立型は据置期間を含んで原則3年以上、随時預入型は口座契約日から積立期限日までの期間が1か月以上(年金受取開始日までの期間は据置期間を含めて4か月以上)が必要です。 ・年金受取開始日までに、積立期限日から3か月以上の据置期間が必要です。 					
4. お預け入れ方法						
(1) お預け入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・積立型……毎月またはボーナスとの併用によりお預け入れいただけます。 ・随時預入型…随時お預け入れいただけます。 					
(2) お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> ・積立型……1回あたり5,000円以上、随時預入の場合は100万円以上 ・随時預入型…1回あたり100万円以上 					
(3) お預け入れ単位	1,000円単位					
5. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満60歳以降の年金受取開始日から、3年以上20年以内の期間にわたり、年金としてお支払いいたします。 ・お受け取りは、毎月、2か月ごと、3か月ごと、4か月ごと、6か月ごと、1年ごとから選択することができ、ご指定の口座(当金庫の口座に限ります)にお振り込みいたします。 					
6. 利息						
(1) 預入商品・適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・各預入時に、スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率に「上乗せ利率」を加えた利率を適用します。 ・預入日から受取開始日までの期間が5年6か月未満の場合は、受取開始日を満期日とする以下の預入期間に応じた商品の利率に、「上乗せ利率」を加えた利率を適用します。 <table border="1" data-bbox="555 1473 1401 1639"> <tr> <td>預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満</td> <td>スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の利率を適用します。</td> </tr> <tr> <td>預入期間1年以上3年未満</td> <td>預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の利率を適用します。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・受取開始日前6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。 ・スーパー定期は、預入日から5年以上5年6か月未満の間に到来する最初のまとめ日を満期日とします。 ・まとめ日において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日におけるエース預金「スーパー型」の店頭表示利率に「上乗せ利率」を加えた利率を適用します。 		預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の利率を適用します。	預入期間1年以上3年未満	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の利率を適用します。
預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の利率を適用します。					
預入期間1年以上3年未満	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の利率を適用します。					
(2) 利払い方法	満期日が同一のスーパー定期、ワイド定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いいたします。					

(3) 計算方法	スーパー定期(付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で預入期間が 3 年以上になる場合は 6 か月ごとの複利、1 年未満になる場合は単利)またはワイド定期(付利単位 1 円、1 年を 365 日として日割計算で 1 年以上 3 年未満の場合は 1 年ごとの複利)の計算方法を適用します。																																														
7. 税金	20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%・地方税 5%) ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの期間は、復興特別所得税が付加されています。 ※ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。																																														
8. 手数料	—																																														
9. 付加できる特約条項																																															
自動振替	普通預金からの自動振替によるお預け入れができます。																																														
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<p>満期日前に解約(中途解約)する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、次の中途解約利率(小数点第 4 位以下切り捨て)により計算します。</p> <p>(1) スーパー定期の場合</p> <p>【預入期間 5 年以上 5 年 6 か月未満(6 か月複利計算)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【預入期間 4 年以上 5 年未満(6 か月複利計算)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 か月以上 3 年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 5 年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【預入期間 3 年以上 4 年未満(6 か月複利計算)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 4 年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【預入期間 1 年未満の場合(単利計算)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ワイド定期の場合</p> <p>【預入期間 1 年以上 3 年未満(1 年複利計算)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%	3 年以上 4 年未満	約定利率×40%	4 年以上 5 年 6 か月未満	約定利率×70%	中途解約日までの期間	中途解約利率	1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×20%	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%	3 年以上 5 年未満	約定利率×60%	中途解約日までの期間	中途解約利率	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%	2 年以上 4 年未満	約定利率×70%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率	6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%	1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%	1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%
中途解約日までの期間	中途解約利率																																														
1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																																														
1 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%																																														
3 年以上 4 年未満	約定利率×40%																																														
4 年以上 5 年 6 か月未満	約定利率×70%																																														
中途解約日までの期間	中途解約利率																																														
1 年 6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																																														
1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×20%																																														
2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×30%																																														
3 年以上 5 年未満	約定利率×60%																																														
中途解約日までの期間	中途解約利率																																														
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																																														
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%																																														
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%																																														
2 年以上 4 年未満	約定利率×70%																																														
中途解約日までの期間	中途解約利率																																														
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率																																														
6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%																																														
中途解約日までの期間	中途解約利率																																														
6 か月未満	中途解約日における普通預金の利率																																														
6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%																																														
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%																																														
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%																																														

	<table border="1"> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>*ワイド定期の約定利率は、お預け入れ日から受取開始日までの期間が2年以上の場合は「2年以上」利率とし、2年未満の場合は「2年未満」利率とします。</p>	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%				
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%				
11. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息)で保護されます。				
12. 金利情報の入手方法	営業店窓口にお問い合わせください。				
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【近畿労働金庫 お客さまセンター】</p> <p>受付時間: 平日 9:00~18:00 電話番号: 0120-191-968</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/</p>				
14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">【弁護士会】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249 </td> </tr> </table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間: 平日 9:00~17:00 電話番号: 0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】					
受付時間：平日 9:00~17:00 電話番号：06-6364-7644					
【弁護士会】					
<ul style="list-style-type: none"> ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00~12:00、13:00~16:00 電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30~12:00、13:00~17:00 電話番号：03-3581-2249 					

15. その他参考となる事項	
(1) 上乗せ金利に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ お預け入れ日から年金支払終了日までの全期間、当金庫所定の利率に「上乗せ利率」を加えた利率を適用します。・ 「上乗せ利率」は年 0.10%です。・ 上乗せ利率は、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日に見直します。
(2) 上乗せ金利を変更する場合	<ul style="list-style-type: none">・ 積立期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、見直し後のお預け入れ分(継続分も含む)から、新たな上乗せ利率を適用します。・ 据置期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、年金元金計算日(年金受取開始日)に、新たな上乗せ利率を適用します。・ 年金受取期間中に上乗せ利率の見直しがあった場合は、年金元金再計算日に、新たな上乗せ利率を適用します。